

令和 7 年第 7 回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 7 月 25 日(金)午後 1 時 30 分から 2 時 13 分

2. 開催場所 安芸市役所 2 階 会議室

3. 出席農業委員(13 人)

会長	1 番	内川 昭二
会長職務代理者	2 番	大久保暢夫
会長職務代理者	3 番	樋口なぎさ
	4 番	西岡 秀輝
	5 番	川島 一義
	6 番	栗山 浩和
	8 番	有澤 節子
	9 番	福本 隆憲
	10 番	公文 啓子
	11 番	千光士伊勢男
	12 番	小松 昭則
	13 番	小松 豊喜
	14 番	小松 昌平

4. 出席農地利用最適化推進委員(7 人)

安芸町	渡辺 禎宏
伊尾木	黒岩 榮之
川北	中平 秀一
土居	入交 大輔
畑山	小松 光正
穴内	長野 榮徳
赤野	小松 幸宏

5. 傍聴者 なし

6. 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出について

議案第 2 号 農地法第 3 条許可申請について

報告第 3 号 農地法第 5 条取消し願について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について

議案第 6 号 農地利用集積等促進計画の公告について

(一括契約)

議案第 7 号 農地利用集積等促進計画の公告について

(機構・受け手間契約)

議案第 8 号 非農地証明について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 三宮一仁

事務局次長兼振興係長 小松亜矢

事務局農地係長 弘井恭介

8. 会議の概要

議長 これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。
委員数 13 人、出席数 13 人であります。
4 番西岡委員から遅参の届け出がっております。
次に、事務の概要報告をいたします。
16 日に、高知市で開催されました、令和 7 年度農業委員会職員協議会に小松次長が出席しております。
以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
はい、「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により議事録署名委員に、樋口なぎさ委員、及び川島一義委員を指名いたします。

議長 それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について、事務局が説明をいたします。

事務局 議案書は 1 ページをお開きください。
(小松) 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届け出についてです。
 今回は、4 件の届出が出ています。

届出番号 1 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の 16 筆で、面積は合計 7,282 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 2 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり西浜の 2 筆で、面積は 2 筆で 370 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号 3 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり穴内ほかの合計 15 筆で、面積は合計で 3706.56 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望がありましたが、航空写真等で確認したところ、山間地にあり耕作が可能な農地には見えないものもありましたので、今後、地元委員と確認して、「一部の農地はあっせんが困難」である旨の通知をしたいと考えております。

届出番号 4 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり伊尾木ほかの 4 筆で、面積は合計 4,480 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。
説明は以上です。

議長 ただいまの報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について質問、意見等がございま

したら、お願いいたします。

(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 (小松) 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。議案書は4ページとなります。
申請番号1番です。
譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり伊尾木の7筆で、面積は合計で1,541 m²です。
売買による所有権移転の申請で、ユズの栽培を予定しております。所在地は、5ページに地図を掲載しております。伊尾木川の沈下橋を渡ったすぐのところにある農地2か所です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。お返ししている写真でも分かりますとおり、現在は遊休農地になっておりますので、苗木を植える予定の令和8年4月までに耕作可能な状態にするよう、併せて復旧計画書も提出していただいております。
次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。
まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は会社員ですが、現在すでにユズを8,050 m²栽培しており、10年ほど農作業の経験もあります。申請地にもユズの栽培が予定されており、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。
次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。
信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。
次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間200日が1名と50日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。
次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しませ

ん。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

現地につきましては、7月15日に内川会長、黒岩榮之委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 私が現地確認の報告をいたします。7月15日に現地確認に行きました。さきほどの説明のとおりです。間違いございません。

議長 それでは、審議をお願いします。

別に無いようですので、採決をいたします。

議案第2号、農地法第3条許可申については、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、報告第3号、農地法第5条取り消し願についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 (弘井) 報告第3号、農地法5条取消し願について説明します。議案書は6ページをご覧ください。

こちらは今年の4月の定例会でご審議いただき、令和7年5月30日付で高知県からの転用許可を受けたものですが、代理人行政書士を通して取消し願いが提出されたものです。

こちらですが、譲受人が一体利用地である隣接する宅地の所有者で申請されておりましたが、正しくはその土地を買い受ける会社が譲受人であるとのことで、

取消し後、正しい譲受人で農地法第5条申請を行うこととなっております。今月申請が出てきております。

現地確認は7月10日に大久保暢夫委員、西岡大作委員にさせていただいております。

説明は以上です。

議長 ただいまの報告第3号 農地法第5条取消し願について質問、意見などがございましたら、よろしく願いいたします。

(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題として事務局が説明をいたします。

事務局
(弘井) 議案第4号の5条申請について説明いたします。今回は3件の申請が提出されております。
議案書は7ページをご覧ください。

申請番号1番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおり。地目は田、面積は116㎡で、転用目的は車庫兼倉庫、駐車スペース及び進入路の整備です。場所は8ページに地図を記載しております。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は西浜地区で津久茂公民館の北西方向にある農地です。現地確認は7月14日に公文啓子委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれにも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準について説明いたします。

検討項目①の理由についてですが、会社の保養施設として建てられたもので、常時居住する想定で設計されていないため収納スペースがほとんどないということです。また、海からの潮風がきついため、車が傷みやすく、屋根とシャッターのある車庫が必要であるということです。そのため、今回、倉庫兼車庫を建築す

ることを計画したものです。一体利用地と隣接している当該申請地以外の選択肢はありません。

資力や信用につきましては、郵貯銀行総合口座通帳の写しを確認し問題はないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断しました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、車庫兼倉庫、駐車スペース及び進入路用地として転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は市道を挟んで山林、南側は鉄道用地、東側は同意のある農地、西側は一体利用地です。生活排水が発生する施設はなく、雨水は自然浸透により処理する計画です。このことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではございません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号2番です。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記地目は宅地、現況地目は畑、面積は28.88㎡で、転用目的は住宅への進入路です。場所は9ページに地図を掲載しております。

併せて、現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

こちら先ほど取消し願いが出た案件で、取消し後、新しくこちらの申請が出たということです。

場所は井ノ口高台寺にある農地です。現地確認は7月10日に大久保暢夫委員、西岡大作委員にさせていただいております。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたると判断しております。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内の農地であるためです。

続きまして、2の一般基準について説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在、申請地に隣接する宅地には住宅が建っていますが、今回、譲受人が買い受けることとなりました。市道と宅地の間に当該申請地があり、住宅への進入には申請地を通らねばならない状況です。今回、

進入に必要な土地を譲り受けることとなっております。進入路として利用するためには申請地以外の選択肢はないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、残高証明書の写しを確認し、問題ないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類の確認の結果、転用は確実に行われると判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、進入路用地として転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は宅地、南側は譲渡人所有の農地、東側は一体利用地、西側は市道を挟んで宅地です。生活排水が生じる施設の設置はなく、雨水は自然浸透により処理する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではございません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

次に申請番号3番です。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は1,507 m²で、転用目的は駐車場及び進入路の整備です。場所は10ページに地図を掲載しております。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は井ノ口宮ノ上地区にある農地です。現地確認は7月10日に大久保暢夫委員、西岡大作委員にさせていただいております。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、該当区分は第1種農地にあたると判断しております。理由は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、こちら従前より、駐車スペースが不足しており、特に複数のマイクロバスや大型バスの駐車スペースがないため、近くの川の対岸のスペースなどに駐車してもらい徒歩により参拝してもらっていました。今回、申請地を寄付してもらうこととなり、東側市道から大型バスなどが進入できるよう、隣接地を一体利用地として利用する計画となっております。当該申請地は、境内から近いため申請したもので、他に適した用地もないことから、当該

申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、定期預金証書の写しを確認し、問題はないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類の確認の結果、転用は確実に行われると判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、駐車場及び進入路用地として転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は同意のある農地、南側は市道を挟んで同意のある農地、東側は宅地、西側は雑種地及び市道を挟んで同意のある農地となっております。生活排水が生じる施設の設置はなく、雨水は勾配により雨水枳に集水後、西側市道側溝へ流入させる計画です。このことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は都市計画区域外で、農業振興地域内ですが農用地区域外となっております。

総合意見といたしましては、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①を公文啓子委員、②③を大久保暢夫委員、お願いします。

公文委員 7月14日に現地に確認に行きました。先ほどの説明に間違いありません。

大久保委員 ②③です。7月10日に現地を確認しました。先ほどの説明どおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

別にないようですので、採決いたします。

議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については、申請どおり決定いたしました。

議長 続きまして、報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 (小松) はい説明いたします。議案書11ページとなります。今回は1件の報告がありました。
届出番号1番です。
賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり伊尾木の4筆です。地目は田で、面積は合計で1,525 m²です。令和4年9月から5年間の賃借権が設定されておりましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。説明は以上です。

議長 ただいまの報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について、質問、意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等ないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 (小松) 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)説明します。議案書は12ページからになります。
これらは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)となります。今回、6件の提出がありました。

申請番号1番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の2筆で地目は田で、面積は2筆合計で1,939 m²です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は5年間で、賃借料は77,400円/10aの条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、14ペ

ージに地図がございます。赤野、叶岡集会所の東方向にある農地です。
各号の判断につきましては、別紙 A3 の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。
現地につきましては、7月11日に、栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

申請番号2番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の2筆で地目は田で、面積は1,702 m²です。作物は、借受人がオクラを栽培する予定をしており、賃借期間は3年間で、賃借料は29,378 円/10a の条件で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、15 ページに地図がございます。赤野、西ノ岡集落の北西方向にある農地です。
各号の判断につきましては、別紙 A3 の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。
現地につきましては、7月11日に、栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

申請番号3番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の1筆で地目は田で、面積は1,186 m²です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は3年間で、72,000 円/10a の条件で再設定の計画となっております。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、16 ページに地図がございます。東赤野集会所の西方向にある農地です。
各号の判断につきましては、別紙 A3 の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりですが、申し訳ございませんが、こちら新規設定と誤って記載しておりますが再設定の誤りですので、訂正をお願いします。継続して3年間の設定となっております。
現地につきましては、7月11日に、栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

申請番号4番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり黒鳥の2筆で地目は田で、面積は2筆合計で1,306 m²です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は15年間で、46,000 円/10a の条件で新規設定の計

画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、17 ページに地図がございます。防災センターの西方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙 A 3 の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、7 月 14 日に、公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

申請番号 5 番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の 1 筆で、面積は 2,007 m²です。作物は、借受人がナスと水稻を栽培する予定をしており、賃借期間は 15 年間で、ナス部分は 53,808 円/10a と水稻部分は 12,516 円/10a の条件で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、18 ページに地図がございます市役所の北西方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙 A 3 の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、7 月 10 日に、大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

申請番号 6 番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の 1 筆で地目は田で、面積は 385 m²です。作物は、借受人が果樹を栽培しております。こちらは、令和 3 年 12 月に 15 年間の賃貸借設定をした農地に 1 筆だけ設定が抜かっていたことが判明したため、追加で設定するものです。ですので、既に設定してある農地と終期を合わせており、賃借期間は 11 年 4 か月間で、45,000 円/10a の条件で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、19 ページに地図がございます。JA 東支所の南東方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙 A 3 の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、7 月 11 日に、樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長

現地確認委員の報告を申請番号①②③を小松幸宏委員、④を渡辺禎宏委員、⑤を大久保暢夫委員、⑥を中平秀一委員、お願いします。

幸宏委員 申請番号①②③赤野の件ですが、内容については事務局の説明に間違いありません。

渡辺委員 申請番号④です。説明のとおりです。

大久保委員 ⑤です。先ほどの説明とおりです。

中平委員 申請番号⑥です。先ほどの説明に間違いありません。

議長 それでは審議をお願いします。

別に意見はないようですので、採決いたします。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第6号農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)については、申請どおり決定いたしました。

議長 それでは、議案第7号、農用地利用集積等促進計画の公告(機構・受け手間契約)についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案第7号、農用地利用集積等促進計画の公告(機構・受け手間契約)について、説明いたします。

農地農地中間管理機構が転貸する貸付先が変更することに伴い計画の一部を変更するものですが、前の貸付先は6月末で終期が到来しており、今回、以前の貸付と同条件の72,310円/10aで令和9年まで2年間の設定となります。転貸先以外は、利用内容、賃借料ともに元の計画と同条件の設定となっております。現地につきましては、7月9日に、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、入交大輔委員をお願いします。

入交委員 7月9日に現地確認に行きました。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 別に無いようですので、採決をいたします。
議案第7号、農用地利用集積等促進計画の公告(機構・受け手間契約)を、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。
よって、議案第7号、農用地利用集積等促進計画の公告(機構・受け手間契約)については、申請どおり認定することに決定いたしました。

議長 続きまして、議案第8号非農地証明願についてを議題とし事務局が説明をいたします。

事務局 議案第8号、非農地証明願について説明いたします。
(弘井) 議案書は22ページです。
今回は3件の申請がでております。
申請番号1番、申請人、申請地は議案書に記載のとおり、登記簿地目は畑、面積は109㎡となっております。
所在地の地図は23ページに掲載しております。安芸市健康ふれあいセンター元気館の西方向にある農地で、現在は駐車場となっております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。
現地ですが、30年以上前に申請人の父親が駐車場として利用し、現在に至ります。現地の状況及び安芸市税務課の発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断いたします。現地につきましては、7月14日に公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただいております。

次に、申請番号2番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目は田及び畑で、面積は3筆合計119㎡となっております。
所在地の地図は24ページに掲載しております。安芸おひさま保育所の東側にあ

る農地で、現在は宅地となっております。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地ですが、この南のほう（広いほう）の2筆は平成11年頃から当時の所有者が駐車場として利用しております。その北のほう、小さいほうは昭和45年頃より隣接する家屋の庭の一部として利用され、現在に至っております。現地の状況及び安芸市税務課の発行する証明書を確認し、安芸市の非農地地証明書発行基準である概ね15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。

こちらも現地につきましては、7月14日に公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただいております。

次に、申請番号3番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目は田で、面積は462㎡となっております。

所在地の地図は25ページに掲載しております。川北江川地区にある土地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地につきましては平成7年頃、賃借人が作業場を建築、その他駐車スペースや資材置場として利用し、現在に至っております。現地の状況及び航空写真を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。

現地につきましては、7月11日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただいております。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を申請番号①②を公文啓子委員、③を樋口なぎさ委員、お願いします。

公文委員 申請番号①②です。先ほどの説明に間違いありません。

樋口委員 申請番号③です。11日に現地へ行ってきました。先ほどの説明に間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。
(質問、意見等なし)

議長 別にないようでしたら、採決いたします。
議案第8号 非農地証明願について、原案どおり決定することに賛成の方は挙

手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。
議案第8号については、原案どおり決定いたしました。

議長 以上で、議案審議は終了いたしました。
それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局 (弘井) 本日、皆さんの席に置かせていただいておりますが、また農地利用状況調査をお願いいたします。鞆の中には、例年同じようにバインダーや地図を入れております。それを元に今年も調査をお願いいたします。担当地区についてはですね、昨年までとほとんど同様です。ただ、野村さんがお亡くなりになりましたので、その野村さんのところを公文委員にお願いしております。よろしく願いいたします。例年どおりですね、中の搭載表に書いていただくことになります。現在作っているところ、作られだしたところや、休んではいるけれど草刈りをして保全しているところはA。作ってないけど草刈りなどをしたらすぐに耕作できそうなところは1。作るのに基盤整備などが必要な場合は2。あと現在作っているけど周辺の農地より条件が悪い中での栽培をしているところが3。3はほとんどないと思いますので、皆さんAか1か2を記入していただくようになると思います。8月、9月と熱い中、現地を回っていただくようになります。熱中症等気を付けて回っていただくようお願いいたします。10月1日までに農業委員会のほうまで提出いただくようよろしくお願いいたします。質問等ありましたら、直接事務局、僕のほうにご連絡いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(小松) 来月8月の定例会は、25日月曜日の予定になっておりますので、ご参加のほうよろしくお願いいたします。
事務局からは以上です。

議長 以上で、本日の定例会日程はすべて、終了しました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 8 月 25 日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員